昭和30年9月15日発行　長　南　町　広　報　オ4号

長南町広報

編集発行　長南町役場
印刷所　茂原市　白井印刷所

就任に際して町民の皆様え

助役　桐谷正一

秋風の爽かな凌ぎ良い時候となりました。近年稀な豊穣の秋を迎え、町民の皆様には益々御健勝にて家業に御精励のことゝ拝察いたします。

不肖、私今回図らずも助役に選任され九月一日よりその重責をけがすことゝ相成りましたが、発足後間もない建設途上にある長南町の健全な発展を思うときその責任の重且大なることを痛感いたすものであります。数日前手にしました巨匠吉川先生の著書の中に記るされていた、「とにかく与えられた一塊の粘土でぼくという凡児像をぼく自身がはにかみも忘れてどこまで正直に造型できるかをやつてゆくしかないと思う」の一節こそ現在の私の詐りのない心境を言いえております。

一口に地方自治とか地方行財政とか言いますが、静かに考えれば考える程難かしく、果して一介の田夫野人に過ぎなかつた私にその衝に当る助役の重責が全うし得られるかと疑問に思うものでありますが、幸に少壮気鋭且練達の町長の下に有能な全職員の協力を得て「常に親切、公正」を第一とし、何物にも拘束されることなく是は是、非は非として事に当り長南町全体の福祉増進のため私の最善を尽す覚悟で有ります。

今后私個人又は町政等あらゆる点につきまして、御気付のことがありましたら事の大小を問わずどし〳〵御叱声、御鞭撻下さる様御願いいたすと共に、皆様の絶大なる御支援のもと、皆様と相携えて話合い、皆様の意志を反映した明るい町造りに邁進いたし度いと存じます。

終りに町民各位の繁栄を念願して挨拶の言葉といたします。

税金滞納解消のために皆様の御協力を！

徹底的な滞納整理を実施……

税務課

町民の皆さんには合併後新町の為めに何かと御協力いたゞき有難う御座います。納税については各部落納税組合を作り滞納をなくする為めに御協力願い次第に成績も良くなつて参りましたがまだ充分とは言えませんので徹底的に整理を行い滞納を一掃することに決意を致しました。多額な諸経費を要する町財政の運営は滞納が多くなれば非常に困難になつて参ります。支出の面は滞納があるから払わないと云ふ訳には参りません。従つて滞納分は銀行其他より借入れて支払わねばなりません。それに要する利子は当然皆様の頭にかかつて参りますので真面目な納税者まで影響を及ぼします。

また滞納税金には督促料、延滞金が加わり滞納者の負担は益々重くなります。何かの事情で滞納されている方はお骨折りとは存じますが早急に完納して下さい。なお完納されている方々は今後共宜しく願います。相共に私達の町を明るくするよい町とするために滞納解消、完納実現に何卒御協力下さい。

助役、収入役きまる

合併後空席になつていた本町助役、収入役は去る八月三十一日第十一回町議会に於て同意を得左の者が選任されました

助役
長南町水沼五番地一号
桐谷正一
明治四十年一月十九日生

収入役
長南町蔵持一、四六七番地
加藤一郎
明治四十年十月一日生

農業相談所開設

本町役場内に農業相談所が開設されました。相談所は当町当局と協力して町の産業の振興を計り農業全般に亘る指導及相談に応ずることになりました。毎週火、水、木、金曜日に農業改良普及員が皆様の御来訪をお待ちいたして居りますのでどし〳〵御利用下さることを望みます。

電話は四四番です。

◇ ◇ ◇

基本選挙人名簿の調製について！

基本選挙人名簿の調製時期が参りました。次の事項に基き選挙資格を有する人は洩れなく期間内に申告して下さい。

一、毎年九月十五日現在によりその日まで引続き三ヶ月以来（六月十六日以前在住のもの）本町内に住所を有するもの
二、選挙人の年令の算定は十二月廿一日を以つて満二十才になる人
三、満二十才以上は老人及病床の方を問はず全部記入して下さい
四、後日各世帯に配布する基本選挙人名簿登載申請書に氏名、住所、性別及生年月日を明記して下さい

◇ ◇ ◇ ◇

農家のみなさま

毎日御苦労様です。二百十日、二百二十日も無事にすぎ豊年万作です。やがてとり入れもすめば、お手もとにはまとまつたお金が入りますが、尊い汗の代り金ですから大切にいたしましよう。まず、肥料や農機具などを買うために、あるいは思はぬ災害や病気にも備えるために、この際しつかりした目的をもつ貯蓄をふやして豊かなみのりにこたえましよう。

十月十七日は貯蓄の記念日です。むだを省いて貯蓄しましよう。

生活の簡素化

秋のお祭や色々な行事に、昔からのしきたりにとらわれず簡素に文化生活をいたしましよう。

長南地区 農業改良普及事務所 職員移動

	新任地	旧任地
古坂義勇	茂原地区所長え	長南地区所長
白井正男	長南地区所長え	茂原地区所長
河野正己	長南地区え	茂原地区
長谷米造	茂原地区え	長南地区

農業所得の皆さんえ

町民税が昨年に比較して多くなりました。これは皆さんも御承知のように、前年の所得（つまり三十年度の場合は二十九年中の所得）を課税標準にする関係から来て居ります。昨年度（二十九年度）の町民税は、冷害で悩まされた二十八年の農業所得が課税の対象ですので、少なかつたわけです。ところで、昨年の稲作の状況はゞ平年に近い収穫を見ました。従つて農業所得も昭和廿八年より増加いたしました。勿論当局も、課税に当つては、税率の引下げ、あるいは控除の引上げを行い、あくまで減税措置を採つたので御座居ますが前に述べた通り、皆様方の所得が二十八年に比し相当多くなつたため、納めていたゞく税金も多くなつた訳です。尚詳細は座談会の機会を作り、その節申しあげたいと思います。

町民税について

□ □ □

先月皆さんに徴税令書を配付致しました町民税は均等割及び所得割で有ります。

一、均等割＝満二十才以上六十五才迄の方が納めることになつて居ります。（但し同居の妻は除かれます）

二、所得割＝昭和二十九年中の所得より基礎控除六万七千五百円を控除し、左記の税率により計算し扶養控除一人参百円減額した後の金額を納めていたゞきます

三、町民税のかゝらない人
①生活扶助を受けている者
②不具者、未成年者、六十五才以上の者又寡婦で十三万円以下の所得者

四、町民税の税率（超過累進）

五万円以下の所得金額	百分の二、五
五万円超八万円迄	百分の三
八万円を超十万円迄	百分の三、五
十万円を超十二万円迄	百分の四
十二万円を超十五万円迄	百分の四、五
十五万円を超二十万円迄	百分の五
二十万円を超二十五万円迄	百分の五、五
二十五万円を超える額	百分の六

●町民税所得割計算例

例…所得22万5千円

225•000 − 67•500 = 157•500
（基礎控除）（課税所得）

	（所得）	（税額）
5万円以下	50•000×$\frac{2{\cdot}5}{100}$	=1•250円
5萬円超~8萬円迄	30•000×$\frac{3}{100}$	= 900円
8萬円超~10萬円迄	20•000×$\frac{3{\cdot}5}{100}$	= 700円
10萬円超~12萬円迄	20•000×$\frac{4}{100}$	= 800円
12萬円超~15萬円迄	30•000×$\frac{4{\cdot}5}{100}$	=1•350円
15萬円超~20萬円迄	7•500×$\frac{5}{100}$	= 375円
計	157•500円	= 5•375円（算出所得割）

上記の計算例により計算した 算出所得割より扶養控除として二十才未満及六十五才以上の同居親族 一人に付300円減額致します

空気銃をお持ちの皆様え

従来は空気銃を買うことゝれを持つていることは自由でしたが、近頃空気銃による事故が多くなりましたので第二十二回国会で空気銃を持つことについて制限する法律が出来ました。現在空気銃をお持ちになつている方は次のことを十分御承知の上法律に違反することのないようにして下さい。

第一に空気銃をお持ちになるには許可が必要です。今迄は何の手続もしないで自由に持つことが出来たのですがこの十月一日から猟銃と同じように都道府県公安委員会の許可を受けなければ持てないことになりました。持つと云う意味は持ち歩くことだけでなく、家の押入や物置などに入れておくことも友達のものを借りて持つことも含むのでありこれらの場合にも許可が必要であります。

第二に許可を受ける手続は次の通りでありますからよく御承知の上できるだけ早く手続をするようにして下さい。法律は十月一日から実際に効力を発することになりますので十月一日から後は許可を受けないで空気銃をもつて居れば違反になるわけですが、現在もつておられる方々に対しては、この十月一日からさらに六十日後即ち本年十一月二十九日まで許可を受ける手続をするための猶予期間が設けてありますので十一月三十日以後は許可を受けないで空気銃をもつて居れば違反になります。従つてこの間に許可を受けるようにして下さい。現在空気銃をもつている方は相当多いので許可を願い出る書類の受付は九月十五日から始めていますから出来るだけ早くお出し下さい。受付は茂原警察署防犯係（二階）で行いますが空気銃と許可を願い出る書類をもつて行つて下さい。（書類は警察署又は空気銃販売店等にあります）尚その際、印鑑及び学生証、身分証明書、住民票の抄本等を御持参下さい。十四才未満の者、精神病者、麻薬の中毒者などはもつことが出来ません。

第三にこの様にもつことのきよ可を受けた空気銃をもち運ぶ場合は、銃砲所持許可証と一緒にもち運ばなければなりません。しかも定められた場合の外はおいをかぶせるか容器に入れるなどして直ちに発射出来ない様にして下さい

国勢調査の準備調査始まる

国勢調査の準備調査がいよ〳〵来る九月廿四日から九月卅日の一週間行われますので調査員が御伺いしますので各家庭の御協力を御願いいたします

米の事前賣渡申込

一〇八、七九％

本年産米の事前売渡申込は町民各位の御協力によりきわめて、優しゆうな成績をもつて終了いたしました県の要請数量に対し一〇八、七九％一七、三八二石八斗の申込が行はれたことは御同慶に存じます

地区名	申込数量
庁南地区	三、一三八石八
東地区	四、五〇八石八
西地区	五、二九二石四
豊栄地区	三、九五八石〇
深沢笠森地区	四八四石八

なお売渡しは時期価格差のある早期に完了することが有利であります価格差は広報三号を参照してください今後も各位のお協力をお願いします

長南町酪農組合

各地区の酪農組合を統合して九月二日長南町酪農組合が結成され、左の方々が役員に選任されました

組合長　小幡佐一（西）
副組合長　鶴岡成重（豊栄）
副組合長　長嶋義光（深沢）
仝　今井利夫（東）
会計　石川元久（役場）

現在の搾乳牛頭数一六頭
日産乳量約六石

昭和30年9月15日発行　長南町広報　オ4号

昭和三十一年度 一般土木事業計画について

新町発足に伴い、一般土木事業行政の円滑な運営を図る為、「長南町土木事業補助金交付内規」を定め実施しておりますが、本稿は内規に基き、規道橋梁工事等の方法について、簡単に内容を御紹介申上げ御協力をえたいと存じます。

①来年度の土木事業の補助金申請について

来年度に於て町の補助を受け、土木事業を実施せんとする部落に於ては、本年九月末日までに工事の規模を予め検討の上申請書を提出して下さい（用紙は土木係に備付けてありますので、代表者は認印持参の上、御来庁願えれば宜しい様になって居ります）

②補助率について!!

毎年度予算の範囲内において次の率により出来高工事費に対し補助金を交付致します

（道路）一、	産業道路	労力費	一割五分以内
	巾員三米以上	資材費	八割　仝
二、	農道	労力費	一割　仝
	巾員二米四〇以上	資材費	七割　仝

（右以外に町道路、巾員四米五〇以上　歩道巾員二米以上がありますが省略致します）

（橋梁）一、	橋面積	労力費	三割　以内
	二十平方米以上	資材費	六割　仝
二、	橋面積	労力費	二割五分仝
	十平方米以上	資材費	四割　仝
三、	橋面積	労力費	二割　仝
	十平方米未満	資材費	三割　仝

（愛護事業）

既設の土木施設に対する補修愛護工事を原則とし実状を査定し予算の範囲内に於て交付致します。申請は愛護作業施行前日までに提出して下さい。

③來年度計画についてのお願い!!

本年度の計画については予想外に申請が多く現状に於ては皆様の御要望の半ばにも及ばぬ状況となりましたので是非共次の要項を厳守下され堅実なる計画樹立に御協りよく願います。

①可能性のあること

▽工事主体に於て労役、経費負担能力に可能性を有すること

▽工事関係者の利害関係が円満解決して居り用地水利、地上物件等の面に於て工事進行に支障のないこと

②必要性のあること前項に地元の負担可能性を申述べましたが、町の財政上の可能性も御考慮に入れて頂き経済効果の点、又必要欠くべからざるものと認められるものから優先的にきよく力厳選して下さい。

土木事業補助金はあくまで補助金でありますので特別な事由がない限り全額町負担として工事することは殆んど不可能な状態に付当分の間、現在の内規によつて運営して行き度いので新しく計画されるものに付いては代表者の方が来庁の際内規について御説明申上げ又御相談致し度いと存じます

失業対策事業について

昭和廿六年十月より開始されております失業対策事業に就いて失対とはどんな事業か、又どう云うふうに運営されるものか簡単にご紹介申上げると共に来年度の計画案の概要を発表しご検討頂き度いと存じ本紙を割愛させて頂きました

①失對事業の性格

失対事業の目的を定義づけますと、此の事業は失業者の雇用吸収を図りその生活の安定を図ると共に事業の実施によつて我国経済の興隆に寄与する為緊急失対法に基き事業主体長(町長)は毎年二月に提出認可を受けた年間事業計画書に基き申請し　毎年度四半期毎に労仂大臣より補助指令を受け註（一日当吸収すべき労務者の人員枠をもつて開始命令を受ける概路労務者一人当年間五万四千円）予算を編成し　直営事業により実施するもので現在までの実績は別表の通りです。

昭和卅年度は四月一日より一日60人の補助枠を受け工事延長一〇、一四九米年間予算額五百四拾万円（うち国庫補助金三百六拾万円）をもつて道路整備事業を施行しています。

(2)昭和三十一年度の失業對策事業計画について

前述の通り此の事業は地方自治団体（町村）としても特に被工事地域の受益者より見れば皆さんが行はれた土地改良としての県単事業団体営じ業又は林道工事による道作り等より遙に地元負担は軽く測量から完工観まで一切町直営で行はれる為道作りの盛んな近来に於ては垂涎の事業として誘致に関心をもち希望されることは当然と存じますがじ業主体としても次の条件に叶い（適合）しかも地元の熱心なご協りよくを頂ける路線を設定すべきであります

失對事業年間計画樹立に伴う必要条件

イ、町村合併初年度として意義をもつ計画であること例へば旧各地区を相互に連絡し然も新町を中心とした主要幹線の新設改良路線であること

ロ、将来の学区制をも考慮に入れた通学用線であること

ハ、道路用地(潰地)土取場捨場等工事面に於て円満解決し然も地元として全面的に協りよくをえられる地域

ニ、原始的な単純労仂作業を多く有し附帯施設が少く最小の経費で最大の効果があり然も工事の施◉により経済効果を充分認められる工事であること

ホ、規模として有効巾員四、五米（15尺）の路線を具現出来るもの

註　これに伴う用地地上物件補償は実状を査定し内規の定める所により町に於てほ償料を支払う。

では事業主体として持ち合せている計画案は次の通りです

一号　東地区給田葛田より大坂を貫き坂本船戸へ出小金谷を開通して千手堂を経由米満より今泉を経て岩川に至る延長六四〇〇米

二号　西地区府県道南総一宮線より竹林地内を通り昭和廿八年度旧庁南町で失対事業により実施完成した蔵持線に結合させる連絡線延長一千米

長南町失對事業実績表

区分	事業内容	事業実施量	使用延人員	国庫補助金	摘要
昭和26年度	町道改良	1.331m	5.039人	631.500円	旧庁南分
昭和27年度	事業	2.060	5.465	700.325	〃
昭和28年度		1.453	10.907	1.275.583	旧庁南西村分
昭和29年度		1.850	13.215	2.152.3 2	
計		6.694	34.026	4.759.760	〃

ひもとき祝の改善をいたしましよう！

長南町社会教育委員会
長南町連合婦人会

九月二日社会教育委員会、婦人会共催のもとに郡社会主事社教委員、各地区婦人会幹部、ひもとき子の父兄をふくめてひもとき祝の、改善方法について、意見の交換を行い協議の結果次の様な結論を見ることになりました。

旧来の虚礼的な無駄の多い且つ、弊害の伴いやすい七五三の祝の簡素化をはかり「無駄を省いて貯蓄しましよう」の新生活運動を推進し生活の合理化をはかろうとするものであります。

改善実施事項について

一服装は男子は学童服（オーバーは無いのを本体とする）女子は長袖をやめ洋服とする。七五三用にはワンピース又は之に準ずるもの（価格は弐百円～千五百円位）

二親元からの祝儀は米壱俵位の金額を限度とする

三かごもちは全廃する

四料理は仕出屋のものはやめ家庭で作り、子供を中心としたおいわい料理とする

五宴会はなるべく簡素にし短時間で終了すること

大體以上の様に申し合せましたので皆様方の御理解と御協りよくをいただきたいと思います

三百六十五日の内の一日分を

（一年一善＝赤い羽根共同募金!!）

年に一度の明るい美しい心の運動として毎歳非常なる御力添えをいたゞいております国民たすけあい共同募金運動が今年もめぐつて参りました。共同募金のお金は今更申上げるまでもございませんが県内の社会福祉事業施設や団体に配分せられ、多くの不幸な人々一人〳〵を救つてゆきます。現に当町保育園も毎年配分を受けております。幸薄い人々は年々増え施設もそれにつれて増加の傾向にあり、此の上にもより一層の御理解と御協力を期待しなければならないのが現状であります。何卒一年三百六十五日の内の一日は恵まれない人々の為にお互いの地域社会の福祉のために奉仕していたゞきとうございます。考えて見ると私達の生活のための三百六十四日を、残りの一日はお互いに共通する福祉のために……ということは学ぶべき心構えであろうと思います。どうぞ今年もまた格別の御努力によつてこの美しい運動を御そだて下さるようお願い致します。

（福祉係）

町内短信

▼環境衛生モデル地区に指定された名荷沢、関原部落の視察が、八月二十四日県衛生部、茂原保健所係官により行われたが、地元の方々の御協りよくにより優しゆうな成績をおさめ激賞を受けた

▼秋季清潔法を九月下旬より行います

▼とのよりの週間の行事として本町民生委員は九月十七日長生共楽園を慰問

▼東中落成式東条工務店の請負により建築中の東中学校は木造平家瓦葺建坪一六五坪豫算三八五万円で近代的な校舎が竣功し十三日落成式を挙行した。

▼財団法人庁南町保いく園では工費百万円で校舎を改築し近代的な校舎が竣功した

▼長生家政高等学校付属長生学園は九月一日より開園募集園児四十名倫保いく実修のため農繁期（十月十日より向ふ一ヶ月）に季節託児所を設ける

▽小高町議表彰さる　小高仙作議員は九月九日白浜町に於ける県林道協会第十一回総会に於て千葉県知事より表彰された

老人をいたわりましよう

としよりの週間によせて!!

今年も九月十五日の「としよりの日」を中心として全国一斉に「としよりの福祉週間」が行はれることになりました。老人は私達の為に限りない恵みを遺され長いけわしい人生の旅路を積まれてようやく憩の場所に着かれた方です。精神的には完成の域に達してもはち切れるばかりのちからはいつもなしに失せ、肉体的に不自由をかこつ方も多くありましようし、また孤独のせきりよう感を味はつておられる方も、沢山あることゝ推察いたします。あたたかい心を持つて老人をいたわつてあげましよう。余生を明るく楽しく送つていたゞくようできるだけ御互いに温い心を注ぎあいたいものだと心から念じます

（福祉係）

年年歳歳花相似
歳歳年年人不同

◆狂犬病予防について！

発病したが最後絶対に助からない病気、そして目をおわしめる悲惨な苦しみをして死ぬ病気、思い出すだけで身の毛のよだつような病気、それが狂犬病です。

これだけは本町より絶対に出さぬようにお互に注意しましよう

それには愛犬に年一回の登録と春秋二回の予防注射を必ず受けさせて下さい。今年度の秋季予防注射を九月、十月のうちに実施いたします。愛犬が捕獲されたり、又処罰されたりしないようにそしておそろしい狂犬病撲滅のため理解ある御協力を御願いします

長南町教育委員会 議決事項について

教育委員会

第一回臨時会（三〇、二、一一）

一、委員長及び副委員長選挙について◇委員長大串時治◇副委員長馬場彰一

一、教育長選任について

◇星野勝栄選任

一、長南町教育委員会規則制定について◇長南町教育委員会公告式規則外七規則制定

第一回定例会（三〇、二、二六）

一東中学校舎建築について

一五七坪新築、八坪移築

一、長南町社会教育委員について

広報第一号登載のとおり

第二回定例会（三〇、三、二二）

森、長楽寺両部落児童生徒の取扱いについて

一、昭和廿九年度末人事異動について新規採用三、転入六、退職二、転出六、転補四、任用替一、休職一、計二三

第三回定例会（三〇、五、一四）

一、副委員長選挙について

副委員長土屋与吉

一、公民館職員人事について館長相敏雄主事野口義雄

一、学校医、学校歯科医委嘱について

学校医

長南小、中　馬場　彰一

西小、中　武田　信恒

東小、中　河野　通中

豊栄小、中坂本小　糸井　玄進

学校歯科医

長南小、中坂本小　道脇　道夫

西、東両小、中　西　安平

豊栄小、中　糸井　玄進

一、昭和卅年度長南町教育費予算見積案議定について

教育費總額七、一二六、二〇〇円

第四回定例会（三〇、六、十五）

一、東中学校時間講師並びに長南中学校使丁任用について

一、社会教育委員欠員ほ充について江沢英一（43）長南町小生田

第五回定例会（三〇、七、十五）

一、学校その他の教育機関の長に対するじ務委任規程制定について

一、昭和卅一年度使用教科書採択決定について

一、社会教育委員欠員ほ充について

糸井晴（48）長南町豊原

一、教育費追加豫算見積り案議定について　追加額三、三七四、六〇六円

第六回定例会（三〇、八、二六）

一、東中学校用地買収について　田四十六坪買収

一、登記嘱託者の委任について星野勝栄に委任

編集後記

広報第四号を発行いたします。秋の夜長にゆつくり御覧をいたゞき御気付の点はどし〳〵御申出下さい。勝手乍ら十月は休刊させていたゞきます。